分解能帯域幅	設備規則別表第二号に規定する占有周波数帯幅の許容値と同程度（占有周波数帯幅の実測値より分解能帯域幅が広ければ測定には差し支えない。）
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上

3　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定して、送信する。

⑵　標準符号化試験信号で変調する。標準符号化試験信号に設定できない場合は、通常運用状態に用いる変調符号とする。

⑶　連続送信状態にできない場合は、継続的バースト送信状態とする。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２とし、試験機器の信号が受信できる状態とする。

⑵　試験機器を測定用空中線と最大輻射方向で対向させ、搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより50dB程度高いレベルで受信できるようにする。

⑶　⑵のスペクトル分析器の軌跡の最大値をマーカー等により測定する。

⑷　試験機器の系と標準信号発生器及び置換用空中線の系を交換する。

⑸　置換用空中線を測定用空中線と最大輻射方向で対向させる。

⑹　標準信号発生器の出力を調整して、スペクトル分析器に表示する信号レベルが⑶の測定値と同じとなるように標準信号発生器の出力レベルを調整する。その値を熱電変換型高周波電力計等で測定し、P_Sとして記録する。

⑺　空中線電力P_O（dBm）を次式で算出する。

$$P_O = P_S + G_S - G_e - L_F$$

P_S：標準信号発生器の出力（dBm）

G_S：置換用空中線の絶対利得（dBi）

G_e：試験機器の空中線絶対利得（dBi）

L_F：標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失（dB）

5　試験結果の記載方法

4⑺のP_OをW単位で、工事設計書に記載されている空中線電力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

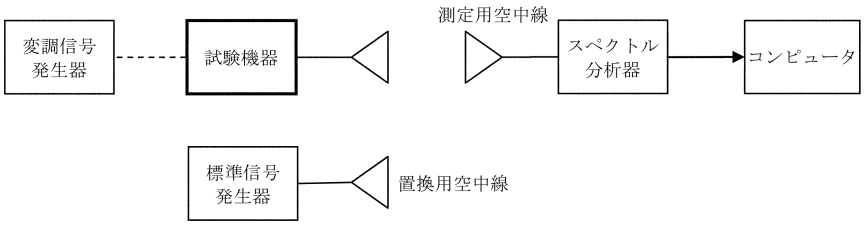
6　その他

⑴　試験機器の空中線絶対利得は、試験機器の仕様書又は実測値を用いる。

⑵　試験機器の空中線絶対利得が試験機器の仕様書又は実測値によって特定できないものについては、規格電力を測定値に代えることができる。

九　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の設定、試験機器の状態、測定操作手順等

スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法による。

3　試験結果の記載方法

⑴　設備規則第24条に規定する許容値の１／10以下の場合は、最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

⑵　設備規則第24条に規定する許容値の１／10を超える場合は、全ての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載する。

4　その他

⑴　スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用する。

⑵　スペクトル分析器の雑音レベルが測定値に影響を与える場合は、スペクトル分析器の入力レベルを上げるために、空中線間の距離を短くする等の工夫を行う必要がある。

⑶　単向通信方式の無線設備等であって受信装置を有しない場合は、本試験項目の測定は行わない。

別表第一十一第十六を次のように改める。

第十六　平成元年郵政省告示第42号第１項第３号に掲げる無線設備

一　一般事項（共通）

1　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ 8703による常温及び常湿（以下この別表において同じ。）の範囲内とする。

⑵　その他の場合

⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差については振動試験及び温湿度試験を行う。詳細は各試験項目を参照。

2　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

3　試験周波数と試験項目

試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定する。

4　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。

5　測定器の較正等

⑴　測定器は較正されたものを使用する。

⑵　測定用スペクトル分析器は、デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の設定等」に記載されている設定ができるものに限る。